

## 火山防災エキスパート派遣に係る参考資料【磐梯山】

### 【目次】

1. 日程・参加者等	1
2. 派遣先において直面している課題や問題意識	1
3. 磐梯山の概要	2
(1) 火山の概要	2
(2) 火山活動の履歴	3
(3) 現在の活動状況：噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）	4
① 噴気など表面現象の状況	4
② 地震や微動の発生状況	5
③ 地殻変動の状況	5
(4) 火山監視・観測体制	6
4. 火山防災に関する取組	8
(1) 磐梯山火山防災協議会	8
(2) 噴火警戒レベルの運用	9
(3) 火山ハザードマップと火山防災マップ	11
① 火山ハザードマップ	11
② 火山防災マップ	15
(4) 福島県火山防災講演会・ワークショップ（平成27年4月24日実施）	16
① 火災防災講演会	16
② 火山防災ワークショップ	16
(5) 磐梯山火山噴火シナリオ	17
(6) 株式会社ラジオ福島との「防災に係る相互協力に関する協定」	18
(7) 平成30年度の火山防災に関する事業について	18
(8) 内閣府の支援を受けた避難計画策定支援	19

平成30年8月

## 1. 日程・参加者等

- 派遣内容 火山防災講演会
- 派遣日時 平成 30 年 9 月 1 日（土）10 時 00 分～12 時 00 分
- 派遣場所 猪苗代町役場
- 派遣先事務局 猪苗代町総務課
- 派遣エキスパート 田鍋 敏也（北海道壮瞥町教育委員会教育長）
- 参加者 関係機関、観光事業者、住民など（約 50～100 名）

## 2. 派遣先において直面している課題や問題意識

福島県猪苗代町は、北西に磐梯山、北東に安達太良山、南に猪苗代湖に囲まれた町であり、その壮大な自然にあこがれた登山者や観光客が多く来訪する町でもある。

火山防災に関しては、平成 26 年より、福島県下の 3 つの火山を対象に「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」が設置されており、磐梯山でも協議会による訓練等が行われてきた。その後、活動火山特別措置法の改正に合わせ、平成 28 年 2 月に「磐梯山火山防災協議会」が再編成・設置された。

この新たな体制により、磐梯山では内閣府の支援を受け、平成 30 年 5 月に「磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画（火口周辺地域）」を策定するなど、火山防災対策を進めているが、一方で 1888 年以降、目立った噴火活動はなく、住民や観光事業者等の火山防災に関する意識が低いのが現状である。

そこで、猪苗代町は、住民や観光事業者等に、火山や火山防災により関心を持ってもらえるよう「火山防災講演会」（以下、「講演会」）を開催することとした。今回のエキスパート派遣では、住民や観光業者等を対象に、噴火災害のイメージを持ってもらい、火山防災に関する意識の向上と、特に観光事業者には、噴火時等における行政機関との連携体制などについて、より認識を深めてもらえるように、噴火災害の実例に基づく講話や助言などが期待されている。

### 3. 磐梯山の概要

#### (1) 火山の概要

磐梯山は、福島県猪苗代湖の北に位置する底径7～10km、比高約1kmの安山岩質の成層火山。赤埴山(あかはにやま)、大磐梯、櫛ヶ峰などが沼ノ平火口を取り囲んで、円錐形火山体が形成されているが、過去に山体崩壊が何度か繰り返されて現在の山容となった。1888年の水蒸気噴火にともなう山体崩壊と岩屑なだれは著名であるが、この他にも南西方の翁島や頭無しなどの岩屑なだれ堆積物があり、それらに対応する崩壊壁が山体に認められる。構成岩石のSiO<sub>2</sub>量は56.5～64.4 wt.%である。

磐梯山の活動は、休止期をはさんで新旧2つに大きく分けられる。古期の活動では主に赤埴山や櫛ヶ峰が形成され、新期の活動では大磐梯山や1888年噴火で消滅した小磐梯山が形成された。新期の活動では南麓に翁島岩屑なだれと軽石流を堆積させた。崩壊跡地の馬蹄形カルデラ内には、その後に再び山体が形成された。おもなマグマ噴火は数万年前には停止して、その後は水蒸気噴火の活動へと移行した。

有史以降の噴火はすべて水蒸気噴火である。詳しい記録が残されているのは1888年噴火だけである。1888年噴火で形成されたカルデラ壁や山頂沼ノ平火口には微弱な噴気孔が点在する。カルデラ壁の崩壊による山崩れも1936年や1954年などに起こった。別名、会津富士と呼ばれている。



出典：気象庁ホームページ 磐梯山 概要

([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215\\_Bandaisan/215\\_index.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215_Bandaisan/215_index.html))

## (2) 火山活動の履歴

磐梯火山では約 2.5 万年前以降にはマグマ噴火は記録されておらず、水蒸気噴火だけが起きている。堆積物として記録が残る水蒸気噴火は 1888 年噴火や 806 年噴火も含めて、最近 5000 年間で 4 回発生しており、その発生間隔は 1100～1700 年である。また、山体崩壊は、1888 年の他、約 2500 年前に琵琶沢方面でも発生している。

### < 有史以降の火山活動 >

西暦	噴火活動の内容
▲806(大同元)年	火砕物降下。噴火場所は大磐梯山頂東方旧火口。
▲1888(明治 21)年	7 月 15 日。低温の火砕サージ→岩屑なだれ→火砕物降下・泥流。噴火場所は大磐梯山頂北方。
	数日前から弱い地震。7:00 頃鳴動始まり、7:30 頃から強い地震が 3 回発生。7:45 頃大音響とともに爆発、短時間に爆発が 15～20 回反復して小磐梯山の大半を崩壊させた。同時に琵琶沢沿いに疾風(火砕サージ)と土石流が発生し、南東山麓の村を破壊した。爆発音が 50～100km まで聞こえ、降灰は太平洋岸に達した。火口は北に向けて U 字形に開き、東西約 2.2km、南北 2km で堆積物総量は 1.5×10 <sup>9</sup> m <sup>3</sup> 。大規模な岩屑なだれ(45～77km/時)を生じて山麓の 5 村 11 集落を埋没し、死者 461 名(477 名とも)。家屋山林耕地の被害大きく、桧原湖などが生じた。この後に土石流(火山泥流)が数多く発生した。(VEI2)
1938(昭和 13)年	5 月 9、15 日。崩壊は延長約 3km、面積 2.3×10 <sup>5</sup> m <sup>2</sup> 以上。両日の被害合計は死者 2 名、負傷者 5 名、流失及び半壊家屋 4 棟。
1954(昭和 29)年	4 月 3、6、7、22、24、25、29 日、5 月 5 日。数回にわたり 1888 年の爆裂火口壁が崩壊。
1987(昭和 62)年	6 月。最大 M4.5。猪苗代湖西岸付近を震源とする地震群発。
	6 月 16 日から月末、若松有感 14 回。11 月 8 日同様の場所で地震多発、若松震度 4、M4.3。
1988(昭和 63)年	11～12 月。磐梯山山頂沼ノ平付近を震源とする地震群発(最大 M1.4)。
2000(平成 12)年	4 月下旬以降、山頂付近の地震活動が活発化し、5 月 10 日に観測開始(1965 年)以来始めて火山性微動発生。5 月 21 日に(M1.9)、8 月には地震回数が激増。8 月 15 日に(M2.1 と M2.4)の地震が発生し、それぞれ猪苗代町城南で震度 1 を観測。その後も山頂付近の浅いところを震源とする低周波地震、超長周期地震、深部低周波地震、火山性微動がたびたび発生。地震活動に対応した有意な地殻変動は観測されず、表面現象に変化は認められなかった。
2001(平成 13)年	地震活動やや活発。山頂付近の浅いところを震源とする低周波地震、超長周期地震、深部低周波地震、火山性微動も引き続き発生。5 月以降は地震活動も低下した。

出典：気象庁ホームページ 磐梯山 有史以降の火山活動 (一部抜粋)  
[http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215\\_Bandaisan/215\\_history.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215_Bandaisan/215_history.html)

(3) 現在の活動状況：噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）

仙台管区気象台地域火山監視・警報センターの報告（平成30年4月）によると、平成29年5月8日から9日（期間外）にかけて火山性地震が増加し、8日の日回数は57回となった。地震活動以外の火山活動に特段の変化は認められず、山体北側火口や沼ノ平付近では、噴気や火山ガスの噴出等が見られた。噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）の予報事項に変更はなかった。また、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは、ヘルメットの携行や立ち入り規制等地元自治体の示す指示に従うように呼びかけている。

その後、平成30年7月に発表された解説資料によると、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められていない。

① 噴気など表面現象の状況

剣ヶ峯に設置している監視カメラによる観測では、山体北側火口壁の噴気の高さは30m以下で噴気活動は低調に経過していた。櫛ヶ峰に設置している監視カメラによる観測では、沼ノ平周辺に噴気は認められなかった（図1、2）。



図1 磐梯山 山体北側火口壁の噴気の状態  
(7月5日)

- ・ 剣ヶ峯（山頂の北約7km）に設置している監視カメラの映像です。
- ・ 赤丸で囲んだ部分が山体北側火口壁からの噴気で、この時観測された噴気の高さは30mです。



図2 磐梯山 沼ノ平周辺の状況（7月27日）

- ・ 櫛ヶ峰（沼ノ平の北東約600m）に設置している監視カメラの映像です。

## ② 地震や微動の発生状況

火山性地震は少ない状態で経過しましたが、5月8日から9日（期間外）にかけて火山性地震が一時的に増加し、日回数は8日57回、9日6回となった。震源は山頂付近の深さ1kmから2km付近と推定され、最大の地震は9日01時23分頃に発生した地震で、磐ばん南なん観測点で最大振幅（上下成分）は $19.3\mu\text{m/s}$ だった。磐梯山では、これまでも同じ所で一時的な地震回数の増加がみられ、2017年8月27日には日回数71回を観測している。低周波地震1）及び火山性微動は観測されなかった。

その後、火山性地震は少ない状態で経過しており、火山性微動は観測されていない。

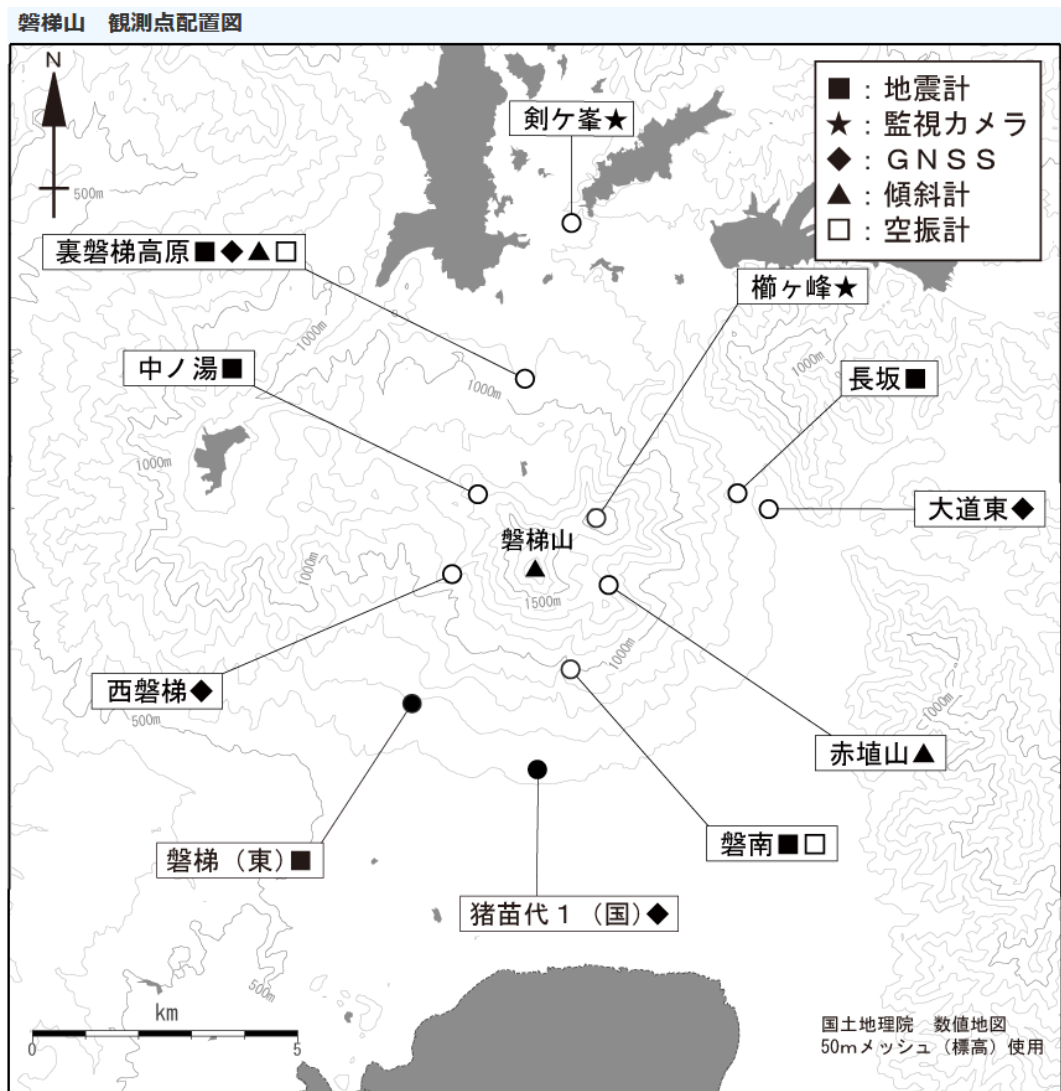
## ③ 地殻変動の状況

火山活動によると考えられる変化は認められなかった。

出典：気象庁ホームページ 磐梯山の火山活動解説資料（平成30年4月、7月）

(4) 火山監視・観測体制

磐梯山の観測点配置図は以下のとおりである。



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
 (国) : 国土地理院 (東) : 東北大学

< 磐梯山 観測点配置図 >

気象庁ホームページ 「磐梯山 観測点配置図(平成30年6月)」  
 ([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215\\_Bandaisan/215\\_Obs\\_points.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215_Bandaisan/215_Obs_points.html))

測器種類	地点名	位置			設置高 (m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	磐南	37°35.04'	140°04.79'	1000	-1	1965.07.01	
	長坂	37°36.84'	140°06.93'	650		2005.12.08	
	裏磐梯高原	37°38.01'	140°04.20'	902	-98	2010.09.01	
	中ノ湯	37°36.83'	140°03.59'	1320	-2	2016.12.01	広帯域地震計
空振計	磐南	37°35.04'	140°04.79'	1000		2000.11.02	
	裏磐梯高原	37°38.01'	140°04.20'	902		2010.09.01	
傾斜計	裏磐梯高原	37°38.01'	140°04.20'	902	-98	2011.04.01	
	赤埴山	37°35.90'	140°05.27'	1297	-15	2016.12.01	
GNSS	大道東	37°36.68'	140°07.34'	582	3	2015.11.13	
	西磐梯	37°36.01'	140°03.26'	1185	7	2000.09.07	
	裏磐梯高原	37°38.01'	140°04.20'	902	4	2010.10.01	
監視カメラ	剣ヶ峯	37°39.58'	140°04.77'	810	5	1996.04.01	
	櫛ヶ峰	37°36.58'	140°05.12'	1635	3	2016.12.01	可視及び熱映像

座標は世界測地系による

< 磐梯山 観測点一覧表 >

気象庁ホームページ 「磐梯山 観測点配置図 (平成 30 年 6 月 1 日更新)」  
[http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215\\_Bandaisan/215\\_Obs\\_points.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sendai/215_Bandaisan/215_Obs_points.html)



## 4. 火山防災に関する取組

### (1) 磐梯山火山防災協議会

福島県では、平成26年9月に発生した御嶽山噴火の教訓等を踏まえ、活動火山対策特別措置法が改正され、県及び関係市町村は、従来の「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」を再編し、「吾妻山火山防災協議会」「安達太良山火山防災協議会」「磐梯山火山防災協議会」の3つが設置された。(平成28年2月17日設置)

火山防災協議会には、県、市町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、観光団体、火山専門家などが参加しており、関係者が連携して、住民、登山者、観光客の避難対策について検討されている。

磐梯山火山防災協議会の最近の取組として、平成30年5月29日に開催された第三回の火山防災協議会では、各火山(吾妻山・安達太良山・磐梯山)の「火山活動が活発化した場合における避難計画(火口周辺地域)」について決定された他、火山防災対策の取組について、関係機関で意見交換及び情報共有が行われた。

<協議会構成機関一覧表>

区分	機関名
都道府県 (第1号)	福島県
市町村 (第1号)	福島市, 郡山市, 二本松市, 本宮市, 大玉村, 猪苗代町
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台, 福島地方気象台
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊
警察 (第5号)	福島県警察本部
消防 (第6号)	福島市消防本部消防, 安達地方広域行政組合消防, 郡山地方広域消防組合消防本部消防, 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科, 福島大学共生システム理工学類, 宇都宮大学名誉教授, 茨城大学理学部, 磐梯山噴火記念館
その他 (第8号)	(公財) 福島県観光物産交流協会, (一社) 福島市観光コンベンション協会, 郡山市観光協会, 二本松観光協会, 岳温泉観光協会, 塩沢温泉観光協会, 本宮市観光物産協会, 大玉村観光協会, (一社) 猪苗代観光協会, (公社) 福島県バス協会, 福島県危機管理部, 福島県生活環境部, 福島県商工労働部観光交流局, 福島県土木部, 国土地理院 東北地方測量部, 環境省 裏磐梯自然保護官事務所自然保護官, 福島森林管理署

## (2) 噴火警戒レベルの運用

気象庁は、平成19年12月より「噴火警戒レベル」の運用を開始しており、磐梯山では、平成21年3月から運用を開始している。

磐梯山では、運用開始以降、現在まで噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】が継続されている。

# 磐梯山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

**噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル**

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■ 磐梯山の噴火警戒レベルと規制範囲

■ 磐梯山の火山活動  
1888年に発生した水蒸気爆発により山体の北側が崩壊し、発生した岩屑なだれで山麓の村が埋没し大被害を生まれました。この噴火で460余名が犠牲になりました。

- : レベル1の規制範囲  
火口内等状況に応じて立入規制
- : 登山道  
レベル2で通行規制
- : 登山道  
レベル3で通行規制
- : 赤壇林道
- : 居住地域範囲
- : スキー場

この図は、国土院「数値地図50000（地図画像）『福島』」を使用して作成しています。

■ 噴火警戒レベルに応じて以下のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等。

レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。

レベル3（入山規制）：想定火口から概ね3km以内の立入規制

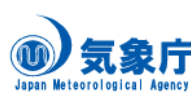
レベル2（火口周辺規制）：想定火口から概ね1km以内の立入規制

レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内等への立入規制

■ 上の図は、噴火警戒レベルに応じた規制範囲等を示しています。レベル2で規制する登山道については、登山口において通行規制の対応がとられます。

■ レベル4及びレベル5では、融雪型火山泥流による影響が想定される居住地域での防災対応が必要になります。

■ 具体的な規制範囲や防災対応等については、地域防災計画等で定められています。詳しくは猪苗代町、北塩原村、磐梯町にお問い合わせください。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター  
TEL: 022-297-8164 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>  
■ 福島地方気象台 TEL: 024-534-2162  
<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>



## 磐梯山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火の発生。</li> <li>●噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。</li> </ul> <p>過去事例 なし</p> <p>予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火の発生の可能性。</li> <li>●噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。</li> </ul> <p>過去事例 なし</p> <p>予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生する可能性</p>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中規模噴火が発生して、火口から概ね3km以内に噴石飛散。</li> <li>●中規模噴火の発生が予想される。</li> </ul> <p>過去事例 なし</p> <p>過去事例 2000年8月15日：日別地震回数403回、有感地震発生、GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。</li> <li>●小規模噴火の発生が予想される。</li> </ul> <p>過去事例 なし</p> <p>過去事例 なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	現在の状態。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各町村にお問い合わせください。

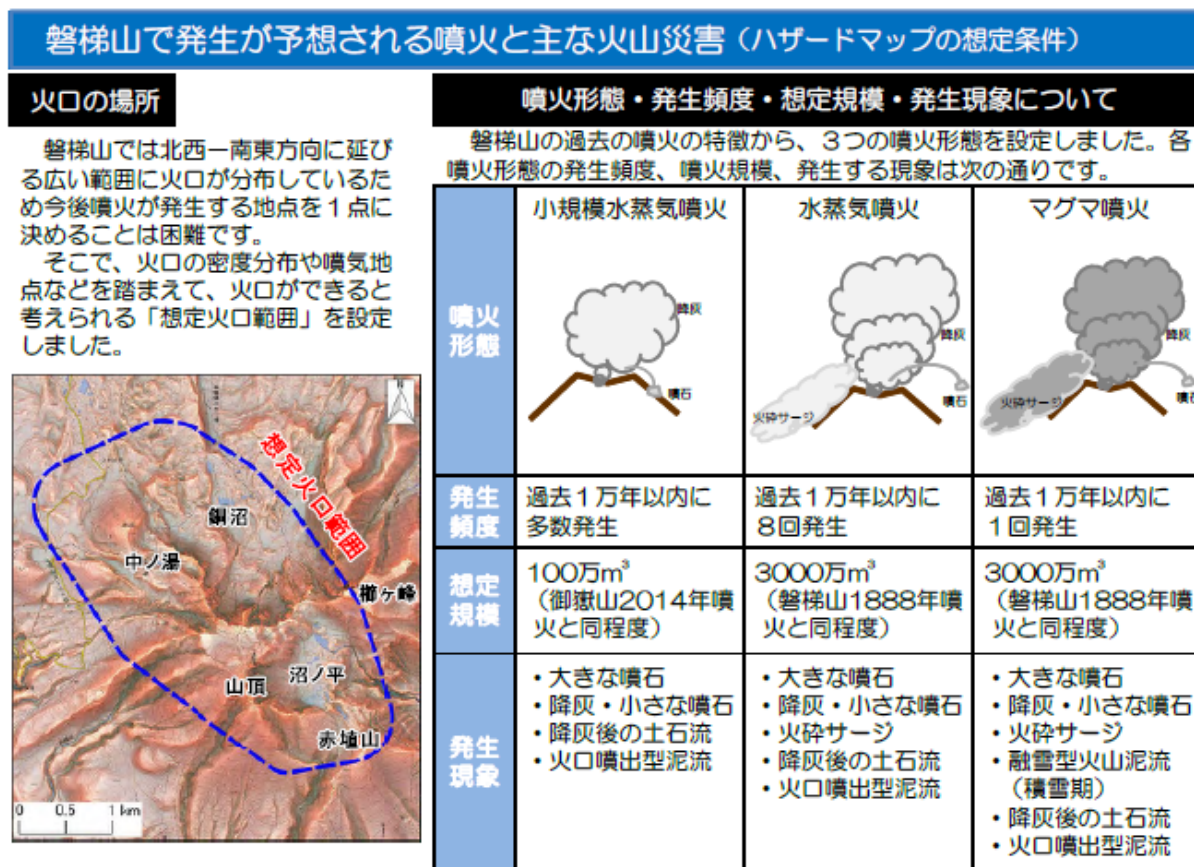
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

### (3) 火山ハザードマップと火山防災マップ

#### ① 火山ハザードマップ

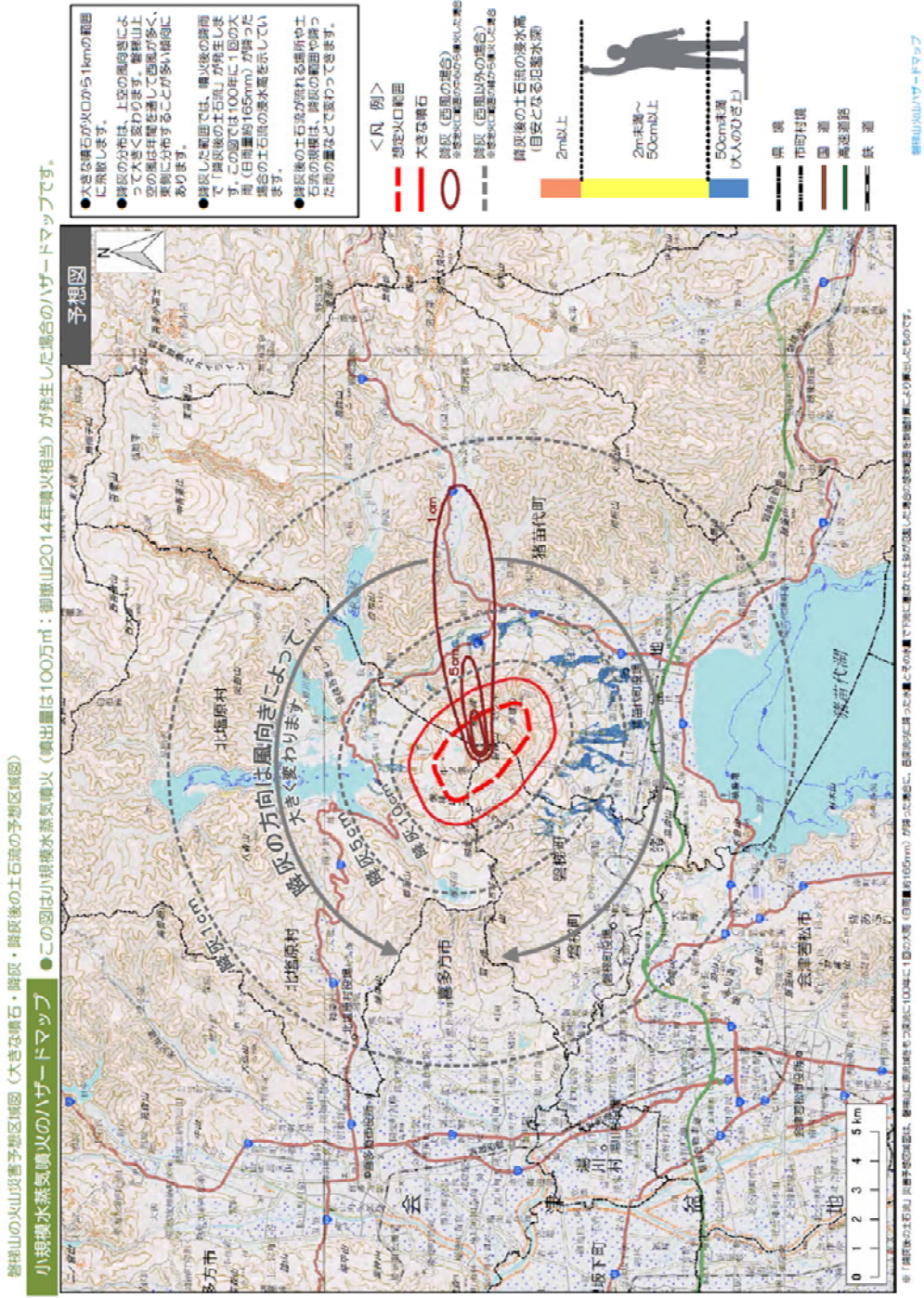
磐梯山火山防災連絡会議（猪苗代町、郡山市、会津若松市、喜多方市、湯川村、磐梯町、北塩原村の6市町村で構成）は、磐梯山火山ハザードマップを作成し平成29年3月22日に公表した。

このマップは、福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会が平成28年3月に策定した『磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画』のうち、過去1万年間の活動の中から小規模水蒸気噴火、水蒸気噴火、マグマ噴火が発生した場合の被害想定を基に作成されている。



< 磐梯山で発生が予想されている噴火と主な火山災害 >

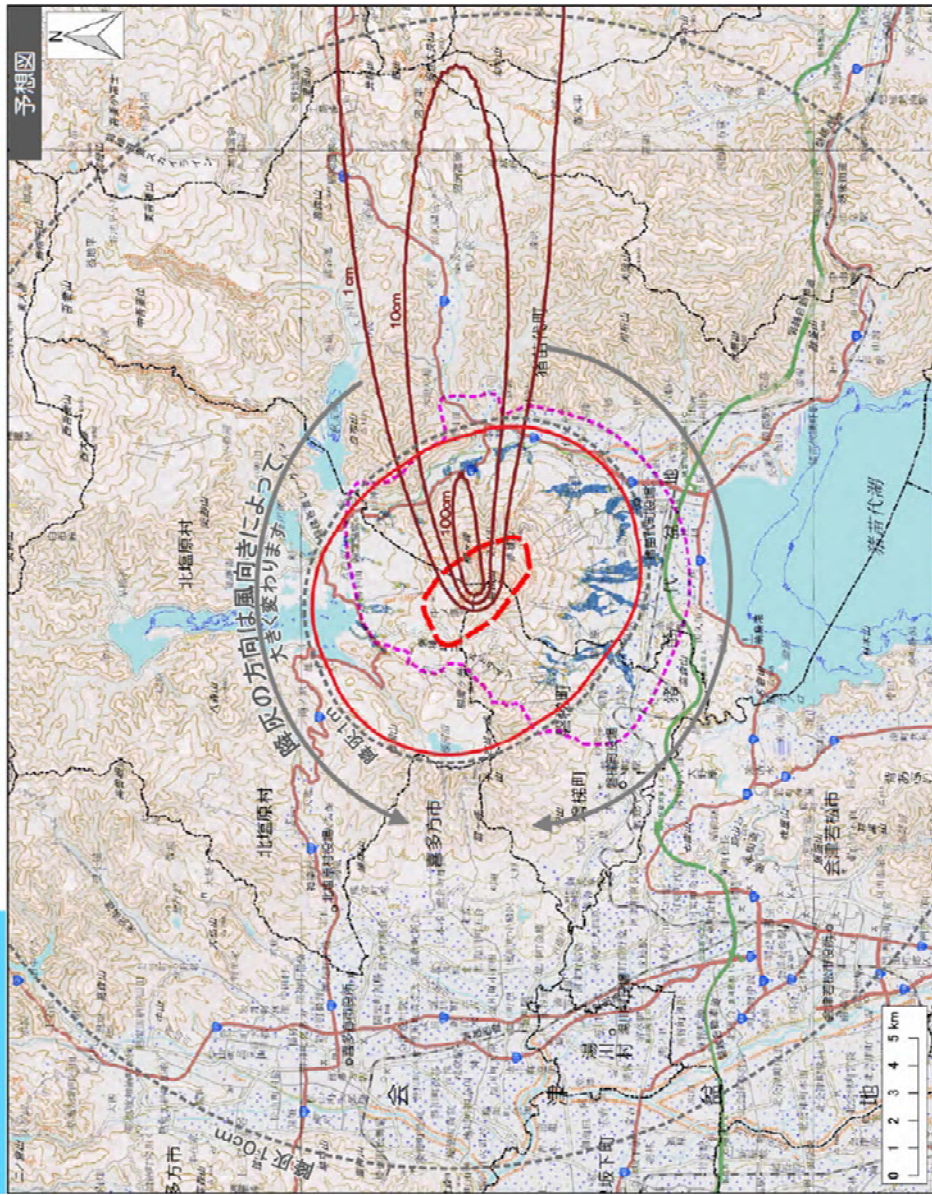
猪苗代町ホームページ 磐梯山火山ハザードマップ（平成29年3月公表）  
<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-4-9792.html>



<磐梯山 小規模水蒸気噴火のハザードマップ>

水蒸気噴火のハザードマップ

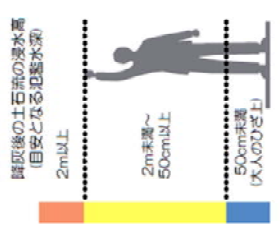
●この図は水蒸気噴火（噴出量は3000万㎡：磐梯山1888年噴火相当）が発生した場合のハザードマップです。



予想図

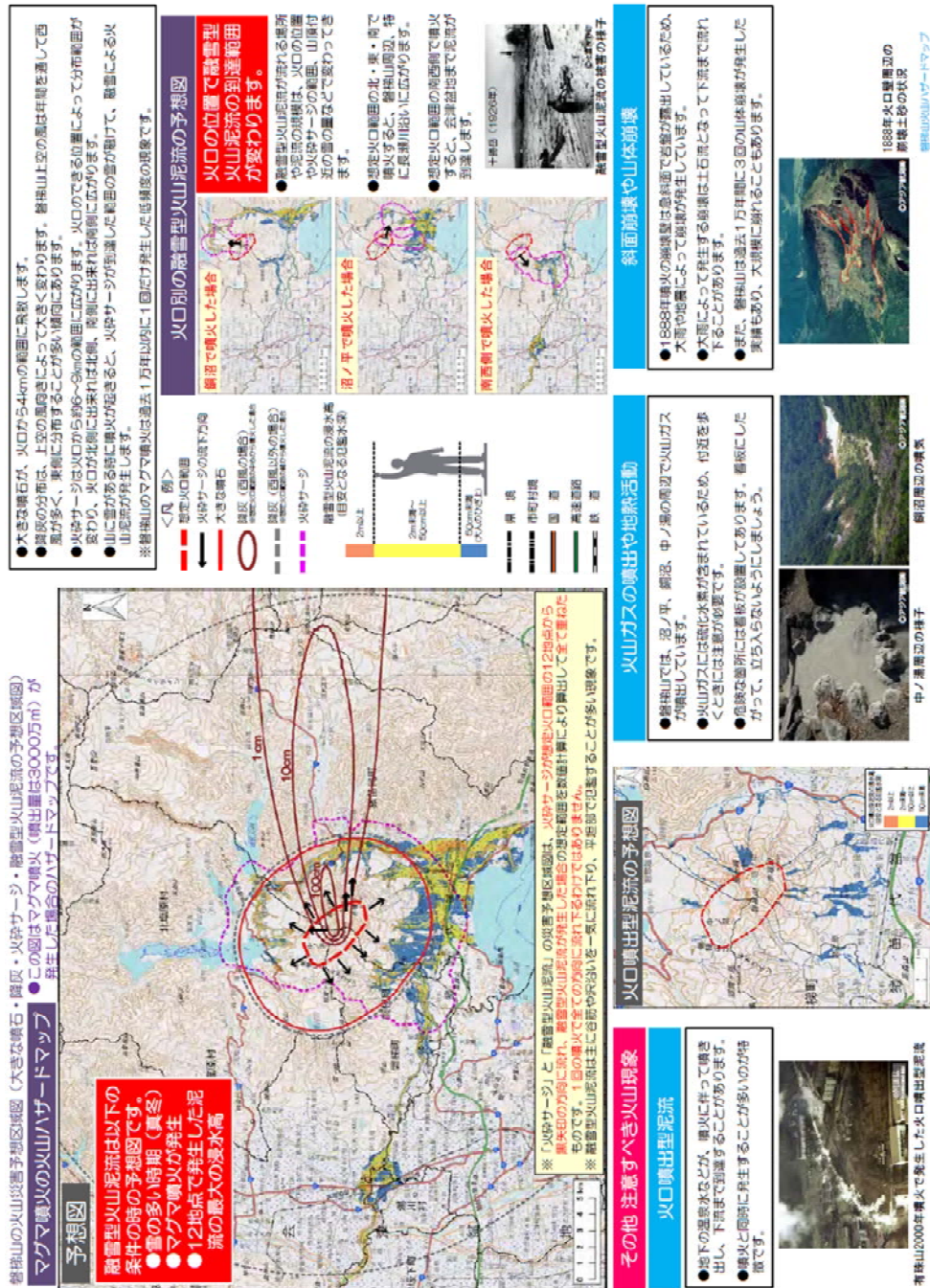
- 大量な噴石が、火口から4kmの範囲に飛散します。
- 噴灰の分布は、上空の噴煙帯によって大きく変わります。磐梯山と周辺の山は互を遮って西風が多く、周囲に分布することが多い傾向にあります。
- 火口から約4km以内の範囲には、火口の近辺をめぐって、噴灰が降り積もって分布範囲が変わり、火口が複数に出来れば、周囲に出発すれば周囲に対応します。
- 噴灰した範囲では、噴火後の噴煙で噴灰後の土石口の崩壊が、この範囲は100m以内で、噴灰後の土石口の崩壊を示しています。
- 噴灰後の土石口が崩れる場所や土石口の崩壊は、噴灰の範囲や降った際の量などで変わってきます。

- ＜凡 例＞
- 想定火口範囲
  - - - 大きな噴石
  - 降灰 (西風の場合)  
※磐梯山の西側に降灰した範囲
  - 降灰 (西風以外の場合)  
※磐梯山の東側に降灰した範囲
  - - - 火砕サージ



- 県境
- 市町村境
- 国道
- 高速道路
- 鉄道

＜磐梯山 水蒸気噴火のハザードマップ＞

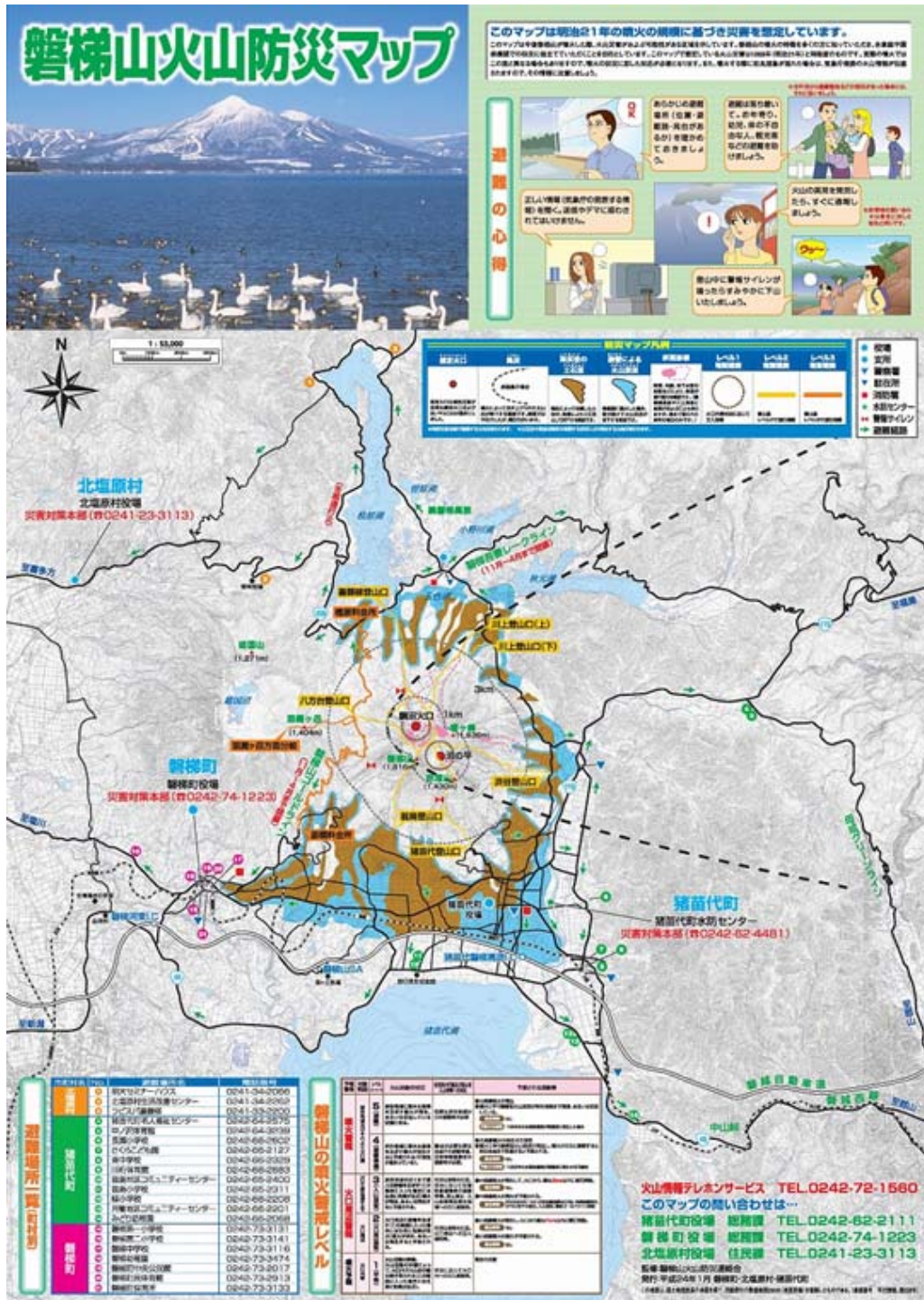


<磐梯山 マグマ噴火の火山ハザードマップ>

猪苗代町ホームページ 磐梯山火山ハザードマップ (平成29年3月公表)  
 (https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-4-9792.html)

## ② 火山防災マップ

現在、前述の火山ハザードマップを基に地域住民や登山者などに必要な防災情報を付与した防災マップの作成が行われる。



<磐梯山 火山防災マップ>

出典：気象庁ホームページ 「磐梯山火山防災マップ」

([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_215.pdf](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_215.pdf))



#### (4) 福島県火山防災講演会・ワークショップ（平成 27 年 4 月 24 日実施）

噴火による被害を最小限に留めるためには、地方公共団体や防災関係機関等の職員だけでなく、地域住民の火山防災に対する理解が重要である。また、噴火時等に火山防災対応を円滑に行うためには、平常時から、地方公共団体や関係機関等が火山災害や防災対応のイメージを共有し、避難計画などの防災対策について、共同で検討していく必要がある。

そこで、地域住民等の火山防災意識の醸成を目的とした、火山防災講演会を開催するとともに、地方公共団体や関係機関等の職員を対象に、噴火時等の具体的な防災対応のイメージの共有と、現状の防災体制の課題の抽出と解決策の検討を目的とした、火山防災ワークショップが実施された。

##### ① 火山防災講演会

演題：『福島の火山と災害－噴火等の多様性を理解して災害に備える－』

講師：福島大学共生システム理工学類 長橋良隆 教授

参加者：81 名（一般の方、防災関係機関等）

<火山防災講演会>



##### ② 火山防災ワークショップ

参加者：61 名（防災関係機関等）

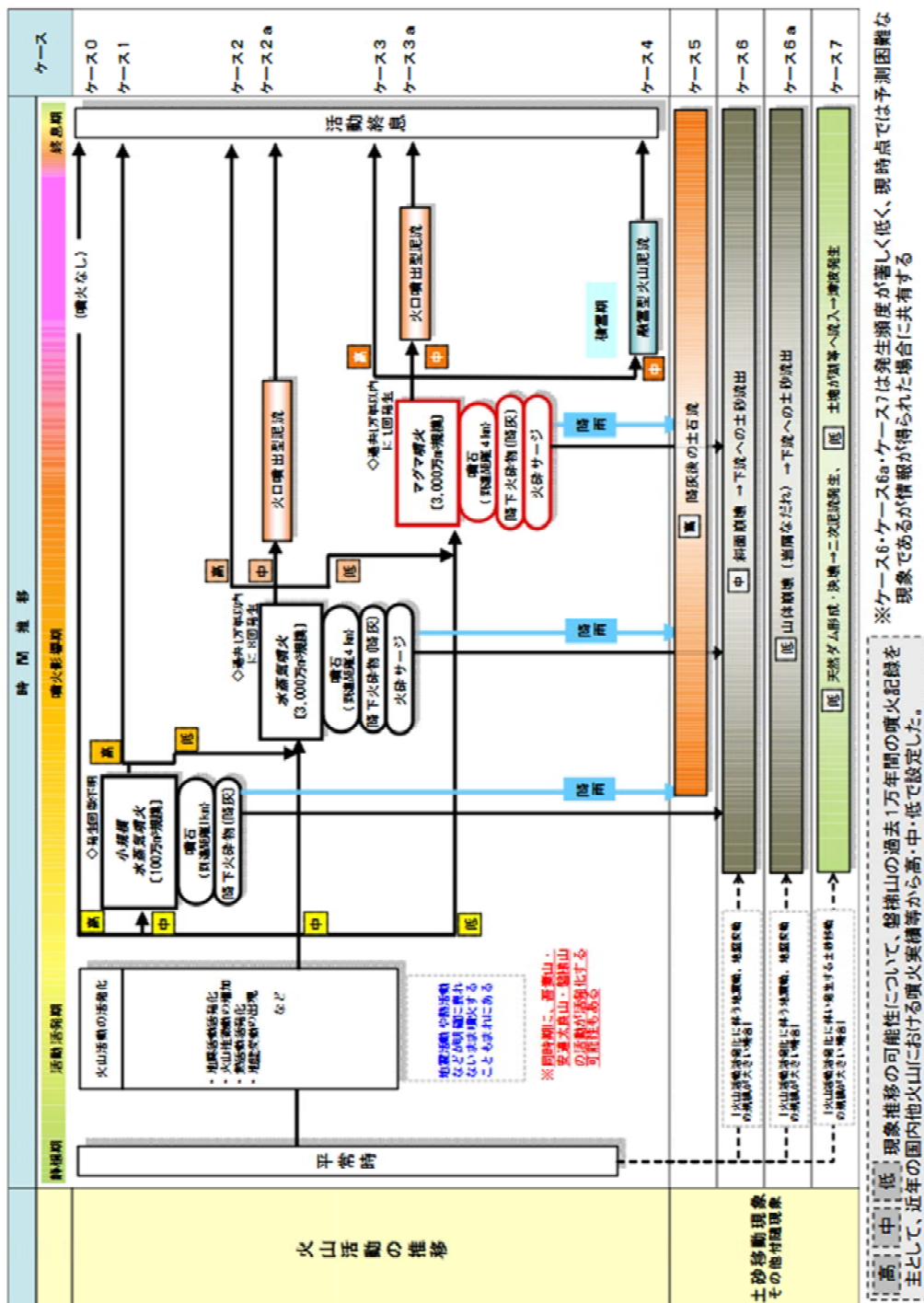
<火山防災ワークショップ>



出典：福島県ホームページ 「福島県火山防災講演会・ワークショップの実施結果」  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/kazan-workshop.html>)

### (5) 磐梯山火山噴火シナリオ

磐梯山火山噴火シナリオについては、「福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」での検討結果を踏まえ、「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成28年3月）に示された噴火想定が採用された。



出典：磐梯山 火山噴火緊急減災対策砂防計画  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/agagawa/bandai/01/saboukeikaku.pdf>

## (6) 株式会社ラジオ福島との「防災に係る相互協力に関する協定」

地震や台風、火山の噴火等の災害に対して、平時における防災対策の推進と災害発生時における情報発信等の相互連携を図るため、「防災に係る相互協力に関する協定」が平成30年4月18日に締結された。特に火山防災対策としては、火口周辺の携帯電話が通じない区域にいる登山者等へ火山活動や避難の呼びかけに関する情報を迅速に伝達するための体制強化となる。

### 【相互協力の主な内容】

#### (ア) 平時における防災連携

- ・防災キャンペーンや防災イベントにおける普及啓発
- ・ラジオ放送を活用した防災に関する情報発信

#### (イ) 災害発生時における相互連携

- ・災害情報（火山活動情報、噴火警戒レベル引上げ等）や避難の呼びかけに関する情報発信
- ・災害時におけるライフライン等の情報提供

出典：福島県ホームページ 「平成30年5月29日 火山防災協議会 平成30年度事業について」  
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/270259.pdf>)

## (7) 平成30年度の火山防災に関する事業について

平成30年5月29日の火山防災協議会では、福島県が予定する平成30年度事業についての以下の説明が行われた。

- (ア) 「火口周辺地域における避難計画」について、必要に応じて見直しを図るとともに、「融雪型火山泥流を想定した住民等の避難計画」について、7月頃を目途に検討作業に着手
- (イ) 平成29年度に引き続き、内閣府による避難計画検討支援事業に応募を予定
- (ウ) 火山防災対策検討ワーキンググループを設置し、ラジオ等を活用した広報・啓発や危険周知のための情報伝達手段、各種防災訓練の実施計画等、ハード・ソフト対策の両面から具体的な火山防災対策を検討（検討事項は下記のとおり）

### 【想定する主な検討事項】

- ・火山防災マップ、チラシ、ラジオ等を活用した広報・啓発
- ・危険周知のための情報伝達手段
- ・防災用品（ヘルメット等）の備蓄・活用
- ・火口周辺の緊急避難場所の充実・確保
- ・各種防災訓練の実施計画カ）避難計画の策定・見直し
- (エ) 福島県観光交流課の事業として、浄土平レストハウスの屋根・窓ガラスの

強化及び安達太良山避難小屋（くろがね小屋）の建替に向けた地質調査等を予定

出典：福島県ホームページ 「平成30年5月29日 火山防災協議会 平成30年度事業について」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/270262.pdf>)

#### (8) 内閣府の支援を受けた避難計画策定支援

磐梯山では、平成29年に「火口近傍の登山者・観光客の避難計画の策定」、平成30年には「居住地における住民・観光客等に関する避難計画の検討」の課題をもとに、内閣府の支援を受けて、避難計画の策定が進められている。

出典：噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第9回）会議資料2  
<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/pdf/20180809shiryo2.pdf>